



三井金属

三井金属鉱業株式会社

東京都品川区大崎 1-11-1

郵便番号 141-8584

平成 15 年 10 月 15 日

報道各位

三井金属 コンプライアンス体制の強化について

～「行動基準」の改定および「三井金属ホットライン運営委員会」の設置～

当社 三井金属（社長 楨原 紘）は、グループにおけるコンプライアンス体制の一層の充実を図るため、この7月1日に、全社員の「行動基準」を改定し、更に「三井金属ホットライン運営委員会」を新設いたしました。現在、当体制を実効あるものとすべく、当該委員会による周知徹底および啓蒙に努めております。

<「行動基準」の改定>

これまで当社は、平成10年に制定した「行動指針」に基づく各種の取組みを通し、法令および社会の諸ルールの遵守に努めてまいりました。現在、以前にも増して、社会的良識を踏まえた企業の行動が求められる中、このたび、当該指針の改定に着手。名称を「行動基準」と改め、コンプライアンス体制の一層の充実を図ることといたしました。

これにより、従来の指針に比べ、当社グループにおけるコンプライアンス体制のあり方をより明確にすると共に、経営者および社員一人ひとりが倫理規範の継続的な実践を行う上での拠り所といたします。

<「三井金属ホットライン運営委員会」の設置>

また、当社は、「行動基準」を実効あるものとするため、併せて「三井金属ホットライン運営委員会」を発足させました。当委員会は、当社および当社関係会社における法令違反、企業倫理に反する行為など社内不正の未然防止ならびに早期発見を的確に行うことを目的としております。社員をはじめ当社関係者からの法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、当委員会が窓口となり、必要に応じて調査とその対応策を策定し実施いたします。

当委員会は、担当取締役を委員長とし、社員の他、外部の弁護士もメンバーとして構成されております。このため、相談等の窓口は、社内に常時設置された当委員会の事務局あるいは、メンバーの外部弁護士の何れもが対応し、当該ホットライン制度が有効に機能する体制を整えています。

<現在の取組み>

このたび制定した「行動基準」および新設のホットライン制度が、真に社員の意識に定着するよう当社は現在、「三井金属ホットライン運営委員会」を中心に、その周知徹底に取り組んでおります。

この9月には、当社ならびに関係会社の役員および社員に対し、「行動基準」と当社ホットラインの案内が併記されたリーフレットを配布。企業人・社会人として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動する社内意識の更なる向上のため、その啓蒙に努めております。

今後とも当社は、コンプライアンス経営を促進し、事業の一層の発展・成長を目指してまいります。

以上

【本件お問い合わせ先】

三井金属 経営企画部広報室 ^{ひしや}泥谷・浅木 TEL 03-5437-8028 FAX 03-5437-8029

Eメール koho@mitsui-kinzoku.co.jp

行 動 基 準

三井金属鉱業株式会社

1. 当社の社会的使命

価値ある商品により社会に貢献し、消費者・ユーザーの信頼を獲得する。

2. 企業集団の一員としての自覚と責任

三井金属企業集団の一員としての自覚を持ち、常にふさわしい品位と責任をもって行動するとともに、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

3. 法規・社内規則の遵守

国内外の法規、ルールならびに社内規則を遵守し、かつ社会良識に基づいて行動する。

4. 社会への貢献

広く社会とのコミュニケーションをはかり、積極的に社会貢献を行うとともに、海外においてもその文化や慣習を尊重し、地域の発展に貢献する経営を行う。

5. 積極的な情報開示

企業情報を積極的かつ公正に開示し、社会から信頼される企業を目指す。

6. 反社会的行為の排除

反社会的勢力および団体とは一切係らない。

7. 環境保全との調和

公害の防止ならびに地球環境に配慮した事業活動の実施に努め、企業の発展と環境保全の両立をはかる。

8. 職場環境の確保

従業員の人權、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境を作りあげる。

9. 経営幹部の率先垂範

経営幹部は、この基準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに企業倫理の徹底をはかる。

10. 責任の明確化

この基準に反するような事態が発生したときには、経営幹部自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にしたうえで、自らを含めて厳正な処分を行う。